

独立行政法人情報通信研究機構について

平成16年1月29日
総務省

独立行政法人情報通信研究機構(NICT)の概要



独立行政法人通信総合研究所 (CRL)

- 役員数：理事長1、理事3、監事2
職員422名
- 平成15年度当初予算額：
一般会計：29,286百万円
- 主な業務：
 - ・情報通信分野の基礎的研究開発
 - ・周波数標準値の設定、標準時の通報等
 - ・電波の伝わり方の観測、予報等
など



独立行政法人情報通信技術研究機構(TAO)

- 役員数：理事長1、理事3、監事2
職員58名
- 平成15年度当初予算額：
一般会計：22,220百万円
産投会計（出資）：10,500百万円
- 主な業務：
 - ・情報通信分野の実用化に資する研究開発
 - ・民間の情報通信分野の研究開発の支援
 - ・助成金交付等による通信・放送事業の高度化等の支援
 - ・通信衛星・放送衛星の管制　など

平成16年4月1日 (TAOの業務は見直し)



独立行政法人情報通信研究機構 (NICT)

※NICT: National Institute of Information and Communications Technology

- 役員数：理事長1、理事5、監事2
職員478名
- 平成16年度当初予算額：
一般会計：49, 227百万円
(対前年▲2, 278百万円)
産投会計（出資）：10, 400百万円
(対前年▲100百万円)

- 主な業務：
 - ・情報通信分野の研究開発
 - ・周波数標準値の設定、標準時の通報等
 - ・電波の伝わり方の観測、予報等
 - ・民間の情報通信分野の研究開発の支援
 - ・助成金交付等による通信・放送事業の高度化等の支援　など

独立行政法人情報通信研究機構(NICT)の中期目標・中期計画(素案)のポイント

1 中期目標期間

平成13年4月～平成18年3月(5年間)

(注)NICT(平成16年4月発足)としては、2年間

2 業務運営の効率化

一定量的目標を設定－

- ・独立行政法人通信総合研究所が実施していた業務

一般管理費(人件費等を除く。) 中期目標期間において8%の効率化(5年間)

- ・通信・放送機構から承継した業務

一般管理費(人件費を含む。) 最後の事業年度において認可法人比7%以上の効率化(2年間)

事業費 最後の事業年度において認可法人比2%以上の効率化(2年間)

3 サービス・業務の質の向上

－積極的な周知・成果公表、研究交流の推進、外部評価の活用－

●研究開発業務

- ・産学官連携による研究開発、知的財産の取得や国際標準化の強化を図り、我が国の国際競争力強化、新産業創出に貢献。
- ・研究開発目標として、ユビキタスネットワーク時代の基盤となるフォトニックネットワーク技術や情報通信セキュリティ技術の開発などを設定。
- ・成果の普及として、論文等外部発表件数の目標、バイドール条項の原則適用等を、研究交流として、産学官の共同研究の推進、外部からの研究者の登用等を規定。

●電波関連業務

- ・社会基盤として国民に広くサービスを提供する業務として、周波数標準値の設定、標準電波の発射、標準時の通報、電波の伝わり方に影響を及ぼす太陽活動等の情報の通報等を確実に実施することを規定。
- ・標準時の正確さとして協定世界時との時差を10ns(1億分の1秒)以内にすることなどを規定。

●研究開発支援業務

- ・研究開発共同利用施設の利用者の高い満足度が得られること、研究開発助成金の交付決定までの標準的な事務処理期間、海外からの招へい研究者数などを規定。

●基盤技術研究促進業務

- ・研究委託の案件採択までの標準的な事務処理期間、十分な間接経費率の設定、研究期間の途中で中間評価を行うこと、案件採択等における外部評価の実施などを規定。

●事業振興業務

- ・事業支援メニューの総合的な案内による積極的な周知、助成金の交付決定までの標準的な事務処理期間、案件採択における外部評価の実施などを規定。

経費削減の全体像(独立行政法人情報通信研究機構)

*金額については財務省と協議中であり、変更があり得る

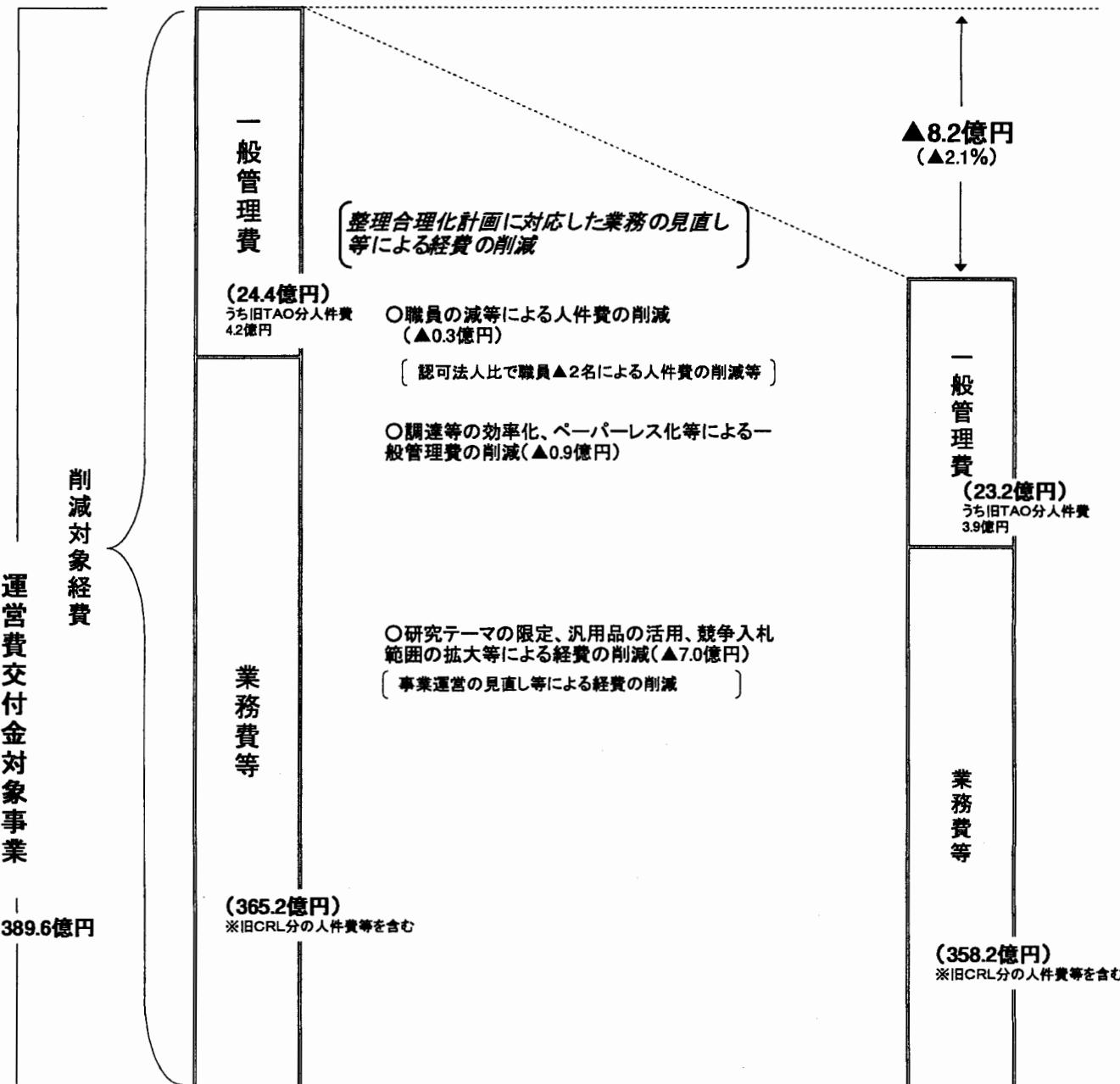
平成15年度予算の姿
(基準年度)

※通信・放送機構と独立行政法人通信総合研究所との合計額

389.6億円

平成17年度見込の姿
(中期目標期間終了時)

381.4億円



独立行政法人情報通信研究機構 中期目標・中期計画（素案）

中期目標（素案）	中期計画（素案）
<p>【第1 独立行政法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）の期間】 平成13年度から平成17年度までの5年間とする。</p>	
<p>【第2 業務運営の効率化に関する事項】</p> <p>(1) 独立行政法人通信総合研究所が実施していた業務の一般管理費（運営費交付金に係るものに限る。）から人件費、成果の普及に係る経費等を除く経常経費については、期首に対して期末において8%の効率化を実施する。 また、通信・放送機構から承継した業務の一般管理費（運営費交付金に係るものに限り、人件費を含む。）について、中期目標の期間の最後の事業年度において、認可法人（平成15年度決算）比7%以上の効率化を実施する。</p> <p>(2) 業務の性格に応じた機能的な体制を整備する。</p> <p>(3) 通信・放送機構から承継した運営費交付金に係る業務の事業費について、中期目標の期間の最後の事業年度において、認可法人（平成15年度決算）比2%</p>	<p>【第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するための取るべき措置】</p> <p>(1) 以下の取り組みを通じ、一般管理費の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 効率的な業務遂行体制を整備するため、総務・企画及び研究支援の各業務について、役割の明確化を実施する。 イ 調達等の業務の効率化のため、下部への決裁権限の適切な委譲、決裁の簡略化を確實に推進するとともに、地方組織の総務業務のうち可能な部分を本部に集約する。 ウ ペーパーレス化、光熱水費等の節約を推進する。 <p>(2) 理事長の指導力が発揮できる意思決定システムの整備、各部門への適切な裁量の付与、研究単位をフラットな構造とするなど、機動的で自律的な業務実施体制を構築する。</p> <p>(3) 國際的な研究リーダを擁したり、時限付きで産学官の人材を結集する等の柔軟な研究組織の活用を行う。</p> <p>(4) 研究開発成果の発信と、社会への還元を効率的に行うため、研究連携、成果管理、技術移転等にかかる組織を整備する。</p> <p>(5) 通信・放送機構から承継した運営費交付金に係る業務の事業費の削減に当たっては、汎用品の活用、競争入札範囲の拡大、節減意識の醸成等により、平成</p>

<p>以上の効率化を実施する。</p> <p>(4) 内部評価の充実や外部評価等を受けることにより、企画（PLAN）、実行（DO）、評価（SEE（check、action））のサイクルを確立し、研究体制、業務運営の見直しを適宜行う。また、外部に委託して行う研究開発については、委託先の選定や研究管理の透明性を高めるため、原則として、厳正な外部評価を実施する。</p> <p>(5) 事業振興等業務については、政策的対応の必要性、民間におけるサービス動向等を考慮し、効果的な支援の選定を行う。</p>	<p>15年度決算額と比べ2%以上相当する額を削減する。</p> <p>(6) 内部評価の充実や外部評価等を受けることにより、企画（PLAN）、実行（DO）、評価（SEE（check、action））のサイクルを確立し、研究運営及び研究計画・成果等に関し、公正な評価を受けて業務の適正化・効率化を図る。また、外部に委託して行う研究開発については、原則として、外部の専門家・有識者からなる外部評価委員会を設置し、採択評価、中間評価、事後評価等を実施する。</p> <p>(7) 事業振興等業務については、年間スケジュールの策定、関係機関との連携により、効率的な業務執行を行う。</p>
<p>【第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】</p> <p>1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する研究開発業務等に関する事項</p> <p>(1) 重点研究開発領域の設定</p> <p>本中期目標期間中は、以下の3領域に関して重点的に研究開発を推進する。</p> <p>ア ネットワーク領域の研究開発</p> <p>イ アプリケーション領域の研究開発</p> <p>ウ ファンダメンタル（電磁波計測、情報通信基礎基盤）領域の研究開発</p>	<p>【第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置】</p> <p>1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する研究開発等に関する事項</p> <p>(1) 重点研究開発領域の設定</p> <p>ア ネットワーク領域の研究開発</p> <p>イ アプリケーション領域の研究開発</p> <p>ウ ファンダメンタル（電磁波計測、情報通信基礎基盤）領域の研究開発</p>
<p>(2) 研究開発目標</p> <p>ア ネットワーク領域の研究開発</p> <p>(ア) インターネット関連分野及びネットワーキング分野の研究開発</p> <p>現在の20倍以上の伝送速度を可能とする、数Gbpsを超えるマルチギガビット級の次世代プラットフォーム等を開発する。</p> <p>また、相互接続性確保や利活用技術開発などのため、総合的に実証実験等を推進する。</p>	<p>(2) 研究開発計画</p> <p>ア ネットワーク領域の研究開発</p> <p>(ア) インターネット関連分野及びネットワーキング分野の研究開発</p> <p>現在の20倍以上の伝送速度を可能とする、数Gbpsを超えるマルチギガビット級の次世代プラットフォーム等の研究開発を実施する。</p> <p>また、相互接続性確保や利活用技術開発などのため、テストベッドネットワークを基盤とする研究開発環境を国内外に段階的に構築し、総合</p>

(イ) 光ネットワーク分野の研究開発

テラビット級（Tbps）の通信容量を実現するための基盤技術等や、次の世代のペタビット級（Pbps）の伝送容量を実現するためのフォトニックネットワークの基礎技術を開発する。

(ウ) 情報セキュリティ分野の研究開発

高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保するため、サイバーテロを未然に防ぐための情報通信技術や、インターネット等を通じて自由かつ安全に情報の受発信を可能とするためのセキュリティ技術等を開発する。

(エ) 無線ネットワーク分野及び電波分野の研究開発

地上における無線通信を誰でも容易にかつ効率的に伝送できるようにするため、ギガヘルツ程度の広い周波数帯域を持つミリ波帯を用いた無線通信技術、ITS実現のための情報通信技術、新世代移動体通信システム（第4世代移動通信システム）等を開発する。

(オ) 放送関連分野の研究開発

統合的かつ柔軟に扱うことができる高品質・高機能放送システムや、帯域共有型のブロードバンド通信ネットワークを利用する放送システム、地上デジタル放送の高精細TVの安定的な受信を可能とする技術等を開発する。

(カ) 衛星関連分野の研究開発

高速インターネットを可能とするGbps級の超高速通信衛星搭載機器、ETS-VIIに搭載する高機能通信機器、衛星と移動体との通信が容易な高仰角衛星通信システム等を実現するための基盤技術等を開発する。

イ アプリケーション領域の研究開発

的に実証実験等を推進する。

(イ) 光ネットワーク分野の研究開発

テラビット級の通信容量を実現するための光ノード技術、光ネットワーク技術などの基盤技術等や、次の世代のペタビット級の伝送容量を実現するためのフォトニックネットワークの基礎技術の研究開発を実施する。

(ウ) 情報セキュリティ分野の研究開発

高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保するため、サイバーテロを未然に防ぐための情報通信技術や、インターネット等を通じて自由かつ安全に情報の受発信を可能とするためのセキュリティ技術、評価・検証技術等の研究開発を実施する。

(エ) 無線ネットワーク分野及び電波分野の研究開発

地上における無線通信を誰でも容易にかつ効率的に伝送できるようにするため、ギガヘルツ程度の広い周波数帯域を持つミリ波帯を用いた無線通信技術、ITS実現のための情報通信技術、新世代移動体通信システム（第4世代移動通信システム）、成層圏プラットフォーム技術、電波による生体への影響等の研究開発を実施する。

(オ) 放送関連分野の研究開発

統合的かつ柔軟に扱うことができる高品質・高機能放送システムや、帯域共有型のブロードバンド通信ネットワークを利用する放送システム、地上デジタル放送の高精細TVの安定的な受信を可能とする技術等の研究開発を実施する。

(カ) 衛星関連分野の研究開発

高速インターネットを可能とするGbps級の超高速通信衛星搭載機器、ETS-VIIに搭載する高機能通信機器、衛星と移動体との通信が容易な高仰角衛星通信システム等を実現するための基盤技術や、衛星の軌道の監視・制御技術等の研究開発を実施する。

イ アプリケーション領域の研究開発

<p>(ア) コンテンツ制作・流通分野及びデータベース検索分野の研究開発 デジタルコンテンツの制作・蓄積・加工・検索・流通および個人適応のためのメディアに関する基盤的ソフトウェアと実証システム等を開発する。</p> <p>(イ) アクセシビリティ・インターフェース分野の研究開発 真に親和性のあるコミュニケーションインタフェースや、高齢者や障害者にも優しい多彩なコミュニケーション手段を提供するための基盤技術等を開発する。</p> <p>(ウ) 画像・音声処理、メディア符号化等分野の研究開発 人間が知覚できる自然界の色を忠実に再現するための動画ナチュラルビジョン技術や、標準映像から走査線4000本級の超高精細映像まで伝送可能な高度符号化技術等を開発する。</p>	<p>(ア) コンテンツ制作・流通分野及びデータベース検索分野の研究開発 デジタルコンテンツの制作・蓄積・加工・検索・流通および個人適応のためのメディアに関する基盤的ソフトウェアと実証システム等の研究開発を実施する。</p> <p>(イ) アクセシビリティ・インターフェース分野の研究開発 真に親和性のあるコミュニケーションインタフェースや、高齢者や障害者にも優しい多彩なコミュニケーション手段を提供するための基盤技術等の研究開発を実施する。</p> <p>(ウ) 画像・音声処理、メディア符号化等分野の研究開発 人間が知覚できる自然界の色を忠実に再現するための動画ナチュラルビジョン技術や、標準映像から走査線4000本級の超高精細映像まで伝送可能な高度符号化技術等の研究開発を実施する。</p>
<p>ウ ファンダメンタル領域の研究開発</p> <p>(ア) 計測分野の研究開発 時間及び周波数の標準の確度を、現在の10-14台から10-15台まで向上させ、世界で最高水準の時間・周波数標準を提供するための基盤技術、電子時刻認証システムの基盤技術等を開発する。</p> <p>(イ) 宇宙・地球環境分野の研究開発 電波・光の高度有効利用を目的として広範囲かつ高精度（約10%程度の精度）で測定する革新的なリモートセンシング技術、宇宙環境擾乱を24時間連続監視可能な「宇宙天気モニタリングシステム」、「宇宙天気予報」に必要な基盤技術等を開発する。</p> <p>(ウ) 光・量子関連分野及びデバイス分野の研究開発 可視光と電波の間の周波数領域の光波を光情報通信に利用するための100GHz級の高効率光変調素子などの革新的な通信デバイス技術や量子情報通信の技術、情報通信デバイス技術に深くかかわるナノテクノロジーを開発する。</p>	<p>ウ ファンダメンタル領域の研究開発</p> <p>(ア) 計測分野の研究開発 時間及び周波数の標準の確度を、現在の10-14台から10-15台まで向上させ、世界で最高水準の時間・周波数標準を提供するための基盤技術、電子時刻認証システムの基盤技術等の研究開発を実施する。</p> <p>(イ) 宇宙・地球環境分野の研究開発 電波・光の高度有効利用を目的として広範囲かつ高精度で測定する革新的なリモートセンシング技術、宇宙環境擾乱を24時間連続監視可能な「宇宙天気モニタリングシステム」、「宇宙天気予報」に必要な基盤技術等の研究開発を実施する。</p> <p>(ウ) 光・量子関連分野及びデバイス分野の研究開発 可視光と電波の間の周波数領域の光波を光情報通信に利用するための100GHz級の高効率光変調素子などの革新的な通信デバイス技術や量子情報通信の技術、情報通信デバイス技術に深くかかわるナノテクノロジーを開発する。</p>

<p>ジ、テラヘルツ帯光源技術、原子光学技術等を開発する。</p> <p>(エ) コミュニケーション基礎分野の研究開発</p> <p>情報処理・伝達技術の高度化・高機能化のために、生体の有する巧みな情報処理機能や情報伝達機能、脳における視覚認識や言語認識の情報処理機構等の解明を行う。</p>	<p>ロジ、テラヘルツ帯光源技術、原子光学技術等の基礎研究を実施する。</p> <p>(エ) コミュニケーション基礎分野の研究開発</p> <p>情報処理・伝達技術の高度化・高機能化のために、生体の有する巧みな情報処理機能や情報伝達機能、脳における視覚認識や言語認識の情報処理機構等の解明を通じた人に優しい情報通信インターフェース等の基礎研究を実施する。</p>
<p>2 電波関連業務に関する事項</p> <p>以下の社会基盤として国民に広くサービスを提供する業務を確実に遂行する。さらに、業務の質を国際的にトップレベルのものとする。</p> <p>(1) 周波数標準値の設定・標準電波の発射・標準時の通報</p> <p>経済活動の秩序維持のために必要な共通の尺度となる周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、標準時を通報する業務を確実に実施する。協定世界時(UTC)との時刻差10ns以内を維持する。</p> <p>(2) 電波の伝わり方の観測及び予報・警報の送信・通報</p> <p>電波の伝わり方についての観測を行い、その予報及び以上に関する警報を送信し、電波の伝わり方に変化を引き起こす原因となる太陽活動等の情報の通報等の業務を確実に実施する。観測データは、観測後15分以内でインターネット等により公開する。</p> <p>(3) 無線設備の機器の試験・較正</p> <p>無線設備の機器の性能に関する試験やその正確さを保つための較正を行う業務を着実に実施する。無線設備の機器の較正を、標準処理時間において2週間以内で実施する。</p>	<p>2 電波関連業務に関する事項</p> <p>(1) 周波数標準値の設定・標準電波の発射・標準時の通報</p> <p>情報通信研究機構が発生する協定世界時(UTC(NICT))と世界標準の協定世界時(UTC)の時刻差10ns以内を維持する。UTCの構築と各国の標準時との時刻差測定のため、GPS等を用いた国際時刻比較ネットワークに参加し、国際度量衡局(BIPM)へデータを提供する。</p> <p>(2) 電波の伝わり方の観測及び予報・警報の送信・通報</p> <p>電波の伝わり方に重要な影響を与える電離圏の変動を定常的に観測し、宇宙通信、放送、航空保安、測位等の諸機関に、電離圏観測データを供給するとともに、観測法及びデータ供給法について開発等を実施する。観測データは、観測後15分以内でインターネット等により公開する。国際学術連合の組織である電離圏世界資料センターの一つとして、他の世界データセンターとデータ交換を実施する。</p> <p>(3) 無線設備の機器の試験・較正</p> <p>無線機器の試験等に使用する測定器の較正を実施する。また、これら試験及び較正に必要な設備の整備・改良を実施する。無線設備の機器の較正において、申請受付から標準として2週間以内に較正結果を送付する。</p> <p>また、ミリ波帯等、より高い周波数帯における多様な無線設備や情報機器</p>

	に対応するために、必要な装置を整備し、試験・較正方法を開発する。
<p>3 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究開発業務等並びに電波関連業務に係る成果の普及に関する事項</p> <p>(1) 成果発表、報道発表、インターネット等による情報提供の積極的な実施、アカウンタビリティ（説明責任）の確立。</p> <p>ア 機構自ら実施する研究開発においては、報道発表の年間件数及び紙上論文発表の年間件数を、毎年平均8.5%以上増加させる。</p> <p>イ 外部に委託して行う研究開発においては、研究成果に関する論文や学会発表等、外部発表を年間〇〇件以上行う。</p> <p>(2) 産学官連携による効率的・効果的な研究開発を推進し、研究成果の標準化や知的財産化を積極的に行うとともに、実用化につなげるよう取り組む。また、委託研究においては、委託先の事情により適用できない場合等を除きバイドール条項適用比率を100%とする。</p> <p>(3) 研究者の特許出願の支援、産業界等から研究成果を容易に検索し利用できるシステムの整備、研究成果を産業界が活用する場合等の技術相談及び研究者が研究成果を活用するために支援を実施する。</p> <p>(4) 民間との適切な役割分担のもとでの国際標準化活動を推進する。</p>	<p>3 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究開発業務等並びに電波関連業務に係る成果の普及に関する事項</p> <p>(1) 広報・普及</p> <p>ア 新聞など報道機関への研究成果等の発表、インターネットによる情報公開・情報提供を更に積極的に実施する。</p> <p>イ 研究成果の誌上・口頭を含む論文発表を量・質ともに向上させる。</p> <p>ウ 各種展示会への出展や視察・見学者の受け入れを積極的に推進する。</p> <p>(2) 知的所有権</p> <p>ア 特許出願、登録及び使用許諾等の総合的な特許戦略の策定を行い、それを踏まえて特許関連施策を積極的に推進する。また、発明者の特許取得に対する報償を適切に実施する。</p> <p>イ 迅速に権利侵害等に対し対処を行う体制について検討し、方針を確立する。</p> <p>ウ 委託研究においては、委託先の事情により適用できない場合等を除き、バイドール条項の適用比率を100%とすることにより、研究開発実施者の知的財産獲得に対する意欲を高める。</p> <p>(3) 技術移転・展開</p> <p>ア 保有特許を産業界等が容易に検索できるように、特許情報、製品化例紹介などの発行、ホームページ掲載を実施する。</p> <p>イ 特許フェア等の展示会への参加等を積極的に推進する。</p> <p>(4) 国際標準化への寄与</p> <p>ア 民間との適切な役割分担及び協力のもと、国際標準化のための会議に継続して出席し、国際標準化活動に寄与する。</p>

<p>(5) 各種審議会等へ技術的な観点から寄与する。</p> <p>(6) 研究成果に基づく各種データの提供等、業務の成果が共有の知的資産として国内外の様々な研究分野で活用できるように知的基盤として整備する。</p>	<p>イ 国際標準化のための会議への寄与文書の提出等、国際標準に関わるかかる技術の提案を積極的に実施し、その数を増加させる。</p> <p>(5) 各種審議会等への参画 各種審議会等に参画し、国の施策等の策定に技術的サポートを実施する。 各種審議会等への寄与文書、調査支援に積極的に寄与する。</p> <p>(6) データの公開 ア 研究開発で得られる各種データの公開・提供を継続的に実施する。 イ 可能な限り利用者が望む形式でのデータ提供を推進する。</p>
<p>4 研究開発等業務に関するその他の事項</p> <p>(1) 受託等に基づく業務</p> <p>ア 国からの受託等に基づく業務 1及び2に関して、技術試験事務等の電波利用料財源による事務、型式検定に係る試験事務等の国からの受託等について、継続的かつ確実に実施し、所定の成果を挙げる。</p> <p>イ 国や公的機関などの競争的研究費等による研究 機構の本来業務との相乗効果も考慮しつつ、関係府省等から競争的資金を含めた受託による資金の獲得を図ることにより更に研究活動の活性化を図る。</p> <p>(2) 研究交流 ア 産学官を結集して研究開発プロジェクトを推進するための研究開発基盤としての役割を果たすため、国内外の産学官の研究機関との共同研究について、</p>	<p>4 研究開発等業務に関するその他の事項</p> <p>(1) 受託等に基づく業務 受託業務は本来業務との整合性を考慮しつつ、相乗効果が生じるように配慮して推進する。</p> <p>ア 国からの受託等に基づく業務 技術試験事務、電磁環境構築技術の開発等の国からの受託業務について、継続的かつ確実に実施し、所定の成果をあげることにより、国情報通信行政に貢献する。</p> <p>型式検定に係る試験事務及び研究開発業務等を国からの受託等により確実に実施し、機構のもつ技術ポテンシャルを社会へ還元する。</p> <p>イ 国や公的機関などの競争的研究費等による研究 国や公的機関などの各種競争的資金等は、積極的に獲得に努め、有効な運用を図るとともに、研究開発の活性化に役立てる。民間からの受託は、当機構の研究内容との整合性、研究施設や研究者等のリソース配分を考慮して実施する。</p> <p>(2) 研究交流 ア 産学官の研究者を結集して研究開発プロジェクトを推進するためのコーディネータ機能を果たすとともに、外部機関との、委託・受託などの</p>

<p>役割分担を行い、効率的、効果的に推進する。</p> <p>イ 国際連携を重要な戦略として、国際的な連携のもとで研究を推進するとともに、中長期的に戦略上重要な国・地域においては、情報収集の強化や研究推進の拠点の設置など体制及び取り組みの拡充強化を図る。</p> <p>ウ 国内外の研究集会への積極的な参加や自らの企画による研究集会の開催により研究成果の発信、情報交換を推進する。</p> <p>エ 他機関との研究協力等のために研究者の派遣を推進する。</p> <p>オ 外部からの研究者の登用、流動研究者の受入れを推進する。待遇・研究環境面での流動研究者の受入体制の充実、特に国際的に優秀な研究者を受け入れるための柔軟な招へい制度と生活環境支援の充実を図る。</p> <p>(3) 研究者・技術者等の育成</p> <p>ア 大学院生等の研修生を積極的に受け入れ、活用するとともに若手研究者の育成に貢献する。</p> <p>イ 民間の研究者・技術者を受け入れ、研究指導等を実施し、民間への技術移転を促進する。</p>	<p>多様な形態による共同研究や機構の研究施設・設備の外部研究者による利用を推進する。</p> <p>イ 国際連携を重要な戦略として位置付け、国内外の研究機関と広く連携をとり、研究開発を推進するとともに、中長期的に戦略上重要な国・地域においては、情報収集の強化や研究推進の拠点の設置など体制及び取り組みの拡充強化を図る。</p> <p>ウ 国内外で開催される研究集会への研究者の出席をより一層積極的に進め、研究成果の発信、情報交換を活発に実施する。</p> <p>エ 国際的に認められる中核的研究機関を目指し、国内・国際研究集会を自ら開催する。特に、国内外の研究者に広く認められる定例シンポジウムを開催する。</p> <p>オ 関連する学会・研究調査委員会等への役員・委員の派遣、運営への寄与、資料・データの提出などの協力をを行い、積極的に貢献する。学会等の理事長、理事、委員長、幹事等を積極的に担う。</p> <p>カ 優秀な流動研究者を広く集められるよう、待遇・研究環境面を充実させる。積極的に外国研究者の受入れを進めるとともに、生活環境面を含めた支援体制を整備する。</p> <p>(3) 研究者・技術者等の育成</p> <p>ア 大学と協力して連携大学院を進め、大学院教育に寄与するとともに、人材の育成に貢献する。機構で研究を行う大学院生等に対するリサーチアシスタントなどの制度の導入について検討し、方針を確立する。</p> <p>イ 民間の研究者・技術者を受け入れることにより、研究指導を行い、技術移転を推進する。</p>
<p>5 高度通信・放送研究開発のための共同利用施設整備業務に関する事項</p> <p>高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当規模の施設を適切に整備・</p>	<p>5 高度通信・放送研究開発のための共同利用施設整備業務に関する事項</p> <p>高度通信・放送研究開発を行うために共同利用施設を適切に整備・維持管理</p>

<p>維持管理し、利用者の高い満足が得られるようにする。</p>	<p>し、利用者が高度な技術の習得や、多くの成果を得ることができるように、研究指導員による適切な指導を行い、利用者の70%以上から満足が得られるようにする。</p>
<p>6 高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務に関する事項</p> <p>当該業務の実施にあたっては、業務内容を広く周知するとともに、技術ニーズの動向と新規産業創出の見通し等の把握に努め、厳正な審査を引き続き実施しつつ、公募の締め切りから交付決定までに通常要する標準的な事務処理期間を定め、事務処理と支援の迅速化を図る。</p>	<p>6 高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 制度の利用者が容易に事業の趣旨や応募方法等を理解できるよう、官報やホームページに掲載するとともに報道発表を行うほか、説明会を開催する。 (2) 採択案件の選定にあたっては、外部の専門家・有識者による厳正な審査・評価を行い、その結果に基づいて決定する。また、採択した助成先について公表する。 (3) 助成金の交付については、公募の締め切りから交付決定までの機構分の処理期間を概ね60日以内となるようにする。 (4) 必要に応じて成果発表会を開催するなど、業務成果の周知に努める。
<p>7 高度通信・放送研究開発に関する海外研究者招へい業務に関する事項</p> <p>機構が実施する高度通信・放送研究開発をより円滑に推進するため、海外から当該研究開発に關係する分野において博士相当の研究能力を有する研究者又はこれと同等レベルの寄与が期待できる研究者を積極的に招聘する。</p>	<p>7 高度通信・放送研究開発に関する海外研究者招へい業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 機構が実施する高度通信・放送研究開発をより円滑に推進するため、海外から当該研究開発分野において博士相当の研究能力を有する研究者又はこれと同等レベルの寄与が期待できる研究者を毎年度7名以上招聘する。 (2) 招聘者の選定にあたっては、高度通信・放送研究開発の進展度や当該招聘者によって期待し得る寄与の程度を比較考量して、効果の高いものから選定する。
<p>8 通信・放送事業分野の情報提供等業務に関する事項</p> <p>情報通信ベンチャー支援のため、インターネット上に開設した情報提供サイトにおいて提供する情報の内容の充実、セミナー等のリアルな場でのイベントの開催を行う。</p>	<p>8 通信・放送事業分野の情報提供等業務に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) インターネット上に開設した「情報通信ベンチャー支援センター」のリニューアルを定期的に実施し、年間アクセス件数を130万件以上にする。 (2) ビジネスプラン発表会、知的財産戦略セミナー等リアルな場でのイベントを

	<p>本中期目標の期間中に25回以上開催する。また、イベントへの参加者へのアンケート調査を実施し、その結果を次年度以降の企画に反映する。</p>
<p>9 基盤技術研究促進業務に関する事項</p> <p>(1) 基盤技術研究の委託について、公募締切から採択案件の決定までに通常要する標準的な事務処理期間を定め、事務処理と支援の迅速化を図る。</p> <p>(2) 研究受託機関においてより効果的に研究開発を行えるようにするために、十分な間接経費率を認めることとする。</p> <p>(3) 研究の成果を確保するため、原則として研究期間が2年以上の採択案件については研究期間の途中で中間評価を行い、また、すべての採択案件について研究開発の終了後に事後評価を行う。</p> <p>(4) 採択評価、中間評価及び事後評価における的確性・透明性を確保するため、部外有識者による評価委員会を設置する。</p>	<p>9 基盤技術研究促進業務に関する事項</p> <p>(1) 委託先の決定を公募締切から原則として120日以内とし、可能な限りこの期間を短縮するなど、応募者の利便性の確保に努める。</p> <p>(2) 研究受託機関においてより効果的に研究開発を行えるようにするために、直接経費に対して30%を上限とした間接経費率を認めることとする。</p> <p>(3) 採択案件（原則として2年以上の研究期間のもの）の研究期間の途中で中間評価を実施し、評価結果が一定水準に満たない採択案件については、原則として中止する（計画変更により水準を満たすこととなるものを除く。）。採択案件の終了後、事後評価を実施する。</p> <p>(4) 採択評価、中間評価及び事後評価においては、客観的な審査・採択基準に基づき、外部の優れた専門家及び有識者の参画からなる評価委員会を設置し、公正な評価を行う。</p>
<p>10 通信・放送事業分野の事業振興等業務に関する事項</p> <p>(1) 支援メニューの総合的な案内</p> <p>情報通信分野の事業支援メニューについて、利用者の利便性向上と利用促進のため、分かりやすい総合的な案内をホームページ上で公開する。</p>	<p>10 通信・放送事業分野の事業振興等業務に関する事項</p> <p>(1) 支援メニューの総合的な案内</p> <p>i 情報通信分野の事業支援メニューについて、利用者の利便性向上と利用促進のため、分かりやすい総合的な案内をホームページ上で公開する。案内には、支援の内容、条件、受付・支援窓口、Q & A、ダウンロード可能な書式等を掲載する。また、支援の実績、成功事例等の支援成果についても紹介する。</p> <p>ii 掲載内容は、随時更新を行うとともに、毎年度見直しを行い、内容の充実を図る。</p>

<p><助成金、利子補給等のスキーム別に、標準的な事務処理期間を定めること、採択における外部の専門家・有識者からなる評価委員会を設置すること等を記載。>（詳細検討中）</p>	<p><助成金、利子補給等のスキーム別に、標準的な事務処理期間（「公募締切から〇〇日以内」等）、採択における外部の専門家・有識者からなる評価委員会を設置すること等を記載。>（詳細検討中）</p>
<p>11 通信・放送承継業務に関する事項 保有株式については原則として中期目標の期間中に処分の方向性の目処をつけるものとし、貸付金については、回収額の最大化に向け、機動的に貸付金の回収を進める。</p>	<p>11 通信・放送承継業務に関する事項 保有株式については原則として中期目標の期間中に処分方法、処分時期等処分の方向性の目処をつけるものとし、貸付金については、回収額の最大化に向け、計画的かつ機動的に貸付金の回収を進める。</p>
<p>【第4 財務内容の改善に関する事項】 <勘定別に、適正な自己収入を見込んだ収支計画を作成すること、案件採択において収益の可能性のある場合等に限定すること（基盤技術研究促進勘定）、債務保証の決定に当たり多角的な審査・分析を行うこと（債務保証勘定）、保有株式の適正な処分及び貸付金の回収額の最大化を図ること（通信・放送承継勘定）等を記載。>（詳細検討中）</p>	<p>【第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画】 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別添1による（検討中）。</p> <p>【第4 短期借入金の限度額】 各年度の運営交付金等の交付期日にずれが生じることが想定されるため、短期借入金を借り入れることができるとし、その限度額を〇〇億円とする。（検討中）</p> <p>【第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画】 (検討中)。</p> <p>【第6 剰余金の使途】</p> <p>1 広報や成果発表、成果展示等に係る経費</p>

- | | |
|---|--|
| | <p>2 知的財産管理、技術移転促進等に係る経費
3 職場環境改善等に係る経費
(その他、検討中)</p> |
| <p>【第5 その他業務運営に関する重要事項】

<施設運営における安全の配慮、環境負荷の低減、適切な労働環境の確保、災害や緊急事態に即応可能な危機管理体制の構築、機構内の情報化の推進等を記載。></p> | <p>【第7 独立行政法人情報通信研究機構に係る独立行政法人通則法等の施行に関する省令で定める業務運営に関する事項】

(検討中)</p> |